

行財政改革大綱実施計画

重点項目番号	7	番号	⑤
--------	---	----	---

1. 実施事項名	伊賀市伊賀公共下水道区域外における合併処理浄化槽修繕補助金			2. 担当課(執行する課)	建設部下水道課					
3. 現状・問題点・必要性 (なぜやるのか)	伊賀市伊賀公共下水道区域外における合併処理浄化槽修繕補助金については、伊賀支所管内の合併処理浄化槽修繕に係る費用を予算の範囲内で補助するものである。したがって、他の支所管内で合併処理浄化槽の修繕があっても補助金が出せない状況である。しかし、この合併処理浄化槽の修繕まで補助金を市全域に拡大すると多額の費用を要することから継続していくには問題がある。			4. 責任者名(執行責任者)	下水道課長 松本秀喜					
				5. 担当課電話番号	22-9821					
7. 実施する内容・目標数値 (なにを、いつまでに、どのようにやるのか) (集中改革プラン関連項目については、平成22年4月1日の目標数値を合わせて記載する。)	平成18年度までに伊賀市伊賀公共下水道区域外における合併処理浄化槽修繕補助金は廃止する。 (平成17年度中に各支所浄化槽担当課長会議で統一(案)を決定し、関係部署で了承したのち、市長決裁を受け要綱を廃止する。)			6. 対象等(なにを・だれを)	施策・事務事業					
				8. 成果(どうなるのか)	市域全体の公平性の確保が図れる。					
				9. 財政効果額(千円)(いくら削減されるのか)	284	事務事業の効率化、予算の有効活用 (平成17年度当初予算と比較)				
10. 目標を達成するための活動指標(全体目標を達成するために個別に実施する項目 なにをどけだけやるのか)	指標名	目標値	定義・算定式	11. 行程表(いつまでにやるのか)						
				平成17年度	平成18年度		平成19年度		平成20年度	
				10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月
	伊賀市伊賀公共下水道区域外における合併処理浄化槽修繕補助金は廃止調整		廃止							
	補助金要綱廃止		平成18年4月1日		✦					